

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定により、利根川水系小山川、唐沢川、女堀川、清水川、備前渠川、元小山川、志戸川、藤治川、天神川、男堀川、秋山川、小平川、間瀬川及び稻聚川の洪水浸水想定区域を指定したので、同条第四項の規定に基づき、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を公表する。

なお、当該指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間等を表示した図面は、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県秩父県土整備事務所、埼玉県本庄県土整備事務所、埼玉県熊谷県土整備事務所及び埼玉県行田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年埼玉県告示第五百三十四号（利根川水系小山川洪水浸水想定区域の指定）、令和二年埼玉県告示第五百三十六号（利根川水系女堀川洪水浸水想定区域の指定）及び令和二年埼玉県告示第五百三十七号（利根川水系唐沢川洪水浸水想定区域の指定）は、令和六年五月二十八日限り、廃止する。

令和六年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕